

# 草津市教育委員会会議録

平成25年4月定例会

(4月23日開催)

草津市教育委員会

|      |     |        |
|------|-----|--------|
| 出席委員 | 委員長 | 小西 明   |
|      | 委員  | 村山 美智子 |
|      | 委員  | 麻植 美弥子 |
|      | 教育長 | 三木 逸郎  |

|      |                |        |
|------|----------------|--------|
| 議事参与 | 教育部長           | 加藤 幹彦  |
|      | 教育部副部長（総括）     | 小寺 繁隆  |
|      | 教育施設整備室長       | 吉川 寛   |
|      | 教育部副部長（学校給食担当） | 梅原 正雄  |
|      | 教育部副部長（街道交流担当） | 八杉 淳   |
|      | 教育部副部長（学校教育担当） | 清水 康行  |
|      | 教育総務課長         | 山本 美佐子 |
|      | 生涯学習課長         | 堀田 智恵子 |
|      | スポーツ保健課長       | 高岡 良秀  |
|      | 文化財保護課長        | 谷口 智樹  |
|      | 図書館長           | 今井 知春  |
|      | 学校教育課長         | 糠塚 一彦  |

|     |          |       |
|-----|----------|-------|
| 事務局 | 教育総務課副参事 | 松浦 正樹 |
|-----|----------|-------|

開会 午後 2時30分

小西委員長

それでは、ただいまから草津市教育委員会4月定例会を開会いたします。  
なお、本日は馬場委員から欠席届が提出されておりますことを御報告申し上げます。

—————日程第1—————

小西委員長

日程第1、「会期の決定について」であります。本日1日限りといたしたいと思いますが、御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

小西委員長

異議がないようですので、4月定例会は、本日1日限りといたします。

—————日程第2—————

小西委員長

次に、日程第2、「3月定例会会議録の承認について」であります。あらかじめ事務局から配付され、熟読されていると思いますが、御異議ございませんか。

各委員

— 異議なし —

小西委員長

3月定例会会議録は承認されましたので、麻植委員と馬場委員に後ほど署名をお願いします。

—————日程第3—————

小西委員長

次に、日程第3、「4月定例会会議録署名委員の指名について」であります。教育委員会会議規則第20条第2項の規定により、私から指名いたします。馬場委員と村山委員をお願いします。

———日程第4———

小西委員長

次に、日程第4、「教育長報告」をお願いします。

教育長

皆様、こんにちは。

本日は、教育委員会の事務局が新しい体制になって初めての定例会であります。今年度もどうぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様には、4月5日の「滋賀県教育行政説明会」ならびに「滋賀県市町教育委員研修会」、8日の「草津市学校給食センター竣工式」、9日の「小・中学校入学式」、10日の「幼稚園入園式」に御出席していただきまして、ありがとうございました。

4月5日に開催された「滋賀県市町教育委員研修会」では、現在、中央教育審議会委員で前大阪樟蔭女子大学学長の森田洋司氏による「いじめの構造から考える～今、教育に求められる新しい視点～」と題する講演がありました。

森田氏は、いじめは主に子ども間で起きる問題ではあるが、パワーハラスメントやセクハラ、児童虐待、高齢者虐待、ドメスティックバイオレンス等と共通した要素がある。いじめの問題はその国の教育力と国民の成熟度によると述べたうえで、以下の8点を基本的に理解すべき項目として挙げました。①いじめはどこにでも、誰にでも起こりうる。②いじめは見えにくい構造、見ようとしなければ見えない。③いじめがあったかどうかの判断は、いじめられた児童・生徒の立場に立つて行う。④いじめの問題の解決は早期発見と早期対応。⑤いじめは人間として決して許されない行為。⑥いじめる子がいなければ、いじめは起きない。⑦新たな局面を迎えた関係機関等との連携。⑧いじめが起きたことで、学校や教師の指導力が問われるものではない。問われるのは、いじめ問題を通して子どもたちに何を育むのか、という8点を示しました。森田氏の講演を聞きながら、草津市が取り組んでいる「いじめ問題」の解決に向けたコンセプトと通じるものを感じました。

本日の報告事項にありますが、草津教育委員会は学校、家庭、地域、みんなの力でいじめをなくそうと、「ストップ・いじめ・草津」を掲げ、本年3月に「草津市いじめ問題対応マニュアル」を作成しました。そこでは、「いじめはどの学校にも、どの子にも起こりえる」、「いじめられている子どもを守りきる」ことを基本に、全教職員の共通理解を図るために市教委や教職員、児童生徒のアクション、ネット上でのいじめ、自殺予防の取組、指導と対応のポイント、子どもからのSOSキャッチリスト、いじめに関するアンケートの例示などとともに、保護者や児童・生徒に向けて配布した「いじめ防止のためのリー

フレット」などを収めています。今後とも、いじめ問題を含めた課題の解決を目指し、教育委員会事務局と教職員の実践力向上に努めたいと思います。

次に、喜ばしい報告をさせていただきます。平成24年度の日本漢字能力検定奨励賞に3年連続で玉川小学校、そして初めて笠縫小学校が受賞し、草津中学校が特別賞に輝きました。加えて、草津市は京都府八幡市、沖縄県浦添市とともに、教育委員会として初めて特別賞を受賞しました。今年4月1日に財団法人から公益財団法人に移行した日本漢字能力検定協会からいただいた表彰状と記念品のクリスタルブロンズを回覧させていただきますので御覧ください。

最後に、長くなりますが、4月1日に学校長と教育委員会事務局の教職員に向けて話した教育長挨拶を紹介します。

「今年も慌ただしい中、新しい年度を迎えました。毎年のことではありますが、私にとって1月1日は人生を考えるうえで心を新たにする日であり、4月1日は仕事をするに当たって気持ちを切り替える日であります。皆さんとともに新たな心意気で明日からの仕事に臨みたいと思います。

この間、草津教育委員会は、教育の充実を掲げる草津市政とともに教育を活性化すべく取り組んできました。新たな施策を打ち出し丁寧な取組をしたことで教育関係の予算が増え、物的・人的な整備が進みました。教育環境の向上に伴い草津の教育は社会的にも注目されるようになりました。それらとあいまって草津市政や教育行政に対する『構成員の意識』にも変化が見られるようになりました。

私は就任以来、草津の教育を活性化させるためには、縦割り・前例・横並び的な仕事の進め方でなく、教員と職員が協働し、新たな視点と発想で業務を創造してほしいとお願いしてきましたが、一年前の挨拶では就任当初とは違い、最近では多方面から草津の教育は元気という声を聞くようになったと述べました。子どもたちや市民のための施策を教・職協働で取組、『見える成果』を創出したことへの評価であります。本日ここには、草津の教育を支え、マネジメント等で日々苦勞されている学校長と事務局の教職員が参加していますので、組織マネジメント論で著名なピーター・ドラッカーの『仕事と成果』にかかわる3つの言葉を紹介します。

一つ目は、成果を挙げる人にはタイプなどというものはない。成果を挙げる人たちはその気性や能力、仕事の方法、性格や知識の関心は千差万別だが、共通点は『成すべきことを成し遂げる能力』を持っていただけである。

二つ目は、知能や勤勉さ、想像力や知識がいかに優れていようと、習慣的な力に欠ける人は成果を挙げることはできない。したがって、『成果を挙げるということは一つの習慣』である。

三つ目は、仕事で成果を挙げるには『誰かが決断しなければ、どんな仕事も成

功しない』として、各段階でのリーダーの役割は決定的に重要と述べています。『成すべきことをする』『成果を習慣化する』『決断なければ成功なし』というドラッカーの言葉は、公・民間問わず組織を活性化するにあたって押さえるべき視点であります。新しいことや先進的な取組がイコール改革ではありませんが、そこに至る進取の気風が何よりも大切と思っています。視点を変えた新たな発想と真摯な取組は、質の向上へとつながります。改めて教育振興基本計画を創造的に取り組むことで『質・量ともに向上』を目指そうではありませんか。

今年度から草津市教育委員会が発刊する広報紙を市内全戸に配する事業を行います。また、教育委員会のホームページも10月からリニューアルします。教育をめぐる環境が年々厳しくなる中、多くの皆さんに草津の『教育応援団』になっていただくために、教員・職員をはじめ、子どもたちや保護者、地域のひとびとや各種団体の皆さんがそれぞれの場でがんばっている姿をもっと知ってもらう必要があります。新たな広報活動においても『教・職協働』の力を発揮されることをお願いしまして、年度初めにあたっての挨拶とします。」

以上、新年度を迎えるに当たっての教育長挨拶を紹介して報告を終わります。

小西委員長

はい、ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、何か御意見、御質問はございませんか。

教育長も報告されましたが、各委員におかれましては、先般、御出席された入学式などの所感を含めて何かありましたら、お願いしたいと思います。

村山委員

私も先日、入学式を、これで2度目になりますけれども、小学校は渋川小、それから中学校は玉川中、それから大路幼稚園のそれぞれ入学式、入園式に出席させていただきました。中でも玉川中は今回、入学式、卒業式を通じて初めて寄せていただいたのですけれども、原稿を見ないで挨拶をされるという伝統というか、習慣というか、私も初めて見たのですけれども、校長先生はもちろんのこと、在校生代表の3年生だけではなく、入学したばかりの新入生代表のまだ初々しい生徒さんまで、大変堂々と一語一語かみしめながら新入生代表の挨拶をされておられました。今回、2度目ですけれども、いつもとても身の引き締まる思いになります。もちろん教育委員会は学校教育だけではないですけれども、この日にお見えした皆さんからいただいた思いを忘れずに、また1年がんばりたいという思いで、今また望んでおります。以上です。

小西委員長

ありがとうございました。ほかにご覧いませんか。

麻植委員

私も3校、寄せていただきました。私は今回、卒業式と入学式と初めての経験でしたので、併せてお話しさせていただければと思います。子どもの卒業式、入学式を終えてから、本当に久しく学校で式典に出席してなかったのですけれども、元気にはつらつとした子どもたちの様子に感動を覚えました。目頭が熱くなった場面もありました。校長先生が温かい言葉を賞状を渡す際にちょっと声をかけておられたことも、本当に教育者と生徒子どもたちとのつながりがとても大事な面を持っているのだなということを感じました。草津市の教育振興基本計画、基本理念であります「子どもが輝く教育のまち、出会いと学びのまち くさつ」の成果を垣間見たような気がしました。先ほどもおっしゃっておられましたけども、厳粛で厳かな式典、それで本当に子どもたちが大きな声で校歌を歌っている、本当に学校の先生の指導力を感じました。もう一点、幼稚園も寄せていただいたので、ここでも少し感じたものがありました。幼保一元化ということで、教育委員会から所管が変わり、協力という形になっておりますが、この幼稚園、小学校、中学校の式典を通して感じたのは、一緒に協働で子どもたちを育て、見守っていくことがとても大事なのだなと思いました。幼稚園の入園式と言いますと、子どもたちは、お母さん、お父さんに連れてもらいながらその式典の会場まで行っている。そこで感じたのは家庭教育の大事さだったりしますし、来賓に來られている地域のかたがた、それで学校の先生方、教職の先生方と皆でスクラムを組んで、子どもたちの成長を今後見守っていかねばならないという事を、本当に気を引き締めて感じる事ができた日でした。ありがとうございました。

小西委員長

それでは私も学校給食センターの竣工式と入学式に出席いたしましたので、発言させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

4月8日に学校給食センターの竣工式に他の委員のかたがたとともに出席いたしました。衛生管理面から、稼働開始後はガラス越しにしか見学することができなくなるということで、竣工式の約1か月前の3月1日に、最新型の厨房設備機器が設置されたという内部を見せていただきました。そこで、新給食センターが単に1日9,000食という高い給食調理能力を持ったものであるというだけではなく、高度な衛生水準と品質管理が可能となる「ドライシステム」に対応し、更には可能な限り自動化し、省エネ・省資源にも対応した環境性能を持つという調理施設を目の当たりにしまして、21億6,000万円を超える総事業費をかけただけの価値が見て取れるその充実ぶりに、草津市民として誇らしささえ覚えました。これが、これから草津の子どもたちの健康な体づくりや食育に繋がることを期待したいと思います。また、対応能力の問題はあろうかと思っておりますけれども、順次広く草津の子どもたち、保護者の皆様、地

域のひとつにもこれを知っていただきたいと思いました。

4月9日、午前には草津第二小学校、午後は草津中学校の入学式にまいりました。草津第二小学校では来賓紹介の時の各来賓の「御入学おめでとう」という言葉に、新一年生が素直に「ありがとうございます」と声をそろえて返してくれ、気持ちの良い思いをいたしました。他の学校でも同様であったと思います。これは彼らが幼稚園の終了式と同じ場面でも言ってくれたことで、それが目に見え、耳に聞こえる形となって、小学校の入学式で再現されたものであると思います。ほかにも多くの就学前教育の成果が小学校に引き継がれていくのであらうと思いました。

草津中学校では、新一年生の学生服姿に緊張を感じました。それは異質なところに足を踏み入れた緊張感だと思いました。私自身は、学校生活の中で、中学校が一番楽しかった思い出があります。中学校の生活に早くなじんで、中学生生活を楽しんでもらいたいと思いました。

翌10日には中央幼稚園の入園式に参りました。4歳児22名、5歳児2名のこじんまりとした入園式でした。それだけに先生と保護者が一体となり、私にも入園児一人ひとりの個性を感じ取れる、和やかな入園式でした。入園児や保護者の行動や反応を感じ取られた様子の久保園長が、「園児の個性や発達段階は様々です。あせらずじっくり見守っていきましょう」という主旨のことを言われましたが、その言葉に園内にあった久保園長手作りの木工作品と同様、ほのぼのとした温かさを感じました。以上です。

ほかには何かございませんか。

各委員

— 特になし —

小西委員長

それでは、「教育長報告」につきましては以上で終わらせていただきます。

————— 日程第5 —————

小西委員長

次に日程第5、付議事項に入ります。「議第19号 臨時代理の承認を求めることについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長

「議第19号 臨時代理の承認を求めることについて」を、教育総務課の山本が御説明申しあげます。

3ページを御覧ください。



このたび草津市立南草津図書館管理規則の一部改正および所属職員の人事異動を行うに当たりまして、委員会を招集する時間的余裕がなかったため、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条の規定により教育長が臨時代理させていただきましたので、本委員会に報告し、その承認を求めるものでございます。

6ページをお開きください。

まず、草津市立南草津図書館管理規則の一部を改正する規則でございますが、このたびの人事異動により南草津図書館に副館長を置くこととなり、管理規則の一部改正を行ったものでございます。具体的に7ページの新旧対照表により御説明申しあげます。

まず第3条でございますが、これまで職員は館長と必要に応じ、その他の職員を置くとしておりました。今回、副館長を加えさせていただいたものでございます。

次に第5条でございますが、見出しの「館長の専決事項」を「館長の専決事項等」に改めるとともに、館長が不在のとき、副館長が代決する旨を加えさせていただいたところでございます。以上が主な改正点でございます。

8ページをよろしく願います。8ページからの人事異動について御説明させていただきます。

詳細につきましては、平成25年3月27日付人事異動内示のとおりでございます。一般行政職員の人事異動の内訳としましては9ページから11ページに記載されております。副部長級が6名、課長級が10名、副参事級が8名、専門員級が7名、主査級が5名、一般職級が15名の異動でございます。また、新規採用職員は12ページでございますが、8名でございます。再任用職員は13ページのとおり1名でございます。退職者は14ページのとおり7名でございます。

次に、滋賀県教育委員会による異動分でございますが、15ページから16ページのとおりです。滋賀県教育委員会から草津市教育委員会への異動が10名。また、滋賀県教育委員会への復帰が10名でございます。

以上、草津市立南草津図書館管理規則の一部改正および所属職員の人事異動について御説明申しあげましたが、御承認いただきますようよろしく願い申しあげます。

小西委員長

はい、ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。

教育部副部長

委員長、済みません。その前に一部脱字がございましたので、挿入をお願いしたいと思います。議案書5ページ、4行目でございます。「草津市教育委員

会規則第」の後ろが空白になっておりますが、8号でございます。挿入いただきますようお願い申し上げます。

小西委員長

よろしいですか。8号を資料に加えてください。  
改めまして、御意見、御質問はございませんか。

各委員

— 特になし —

小西委員長

意見もないようですので、議第19号は承認いたします。  
次に、「議第20号 草津市図書館協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」を議題といたします。  
事務局の説明を求めます。

図書館長

17ページ、18ページを御覧いただきたいと思います。  
「議第20号 草津市図書館協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」を図書館の今井が御説明申し上げます。  
図書館協議会委員につきましては、草津市図書館設置条例によりまして学校教育の関係者、社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者および学識経験のある者の方から現在10名の方をお願いしているところでございますが、このたび学校教育関係者の大澤聡美委員、家庭教育関係者の西村奈美委員ならびに吉野みち子委員より退任および辞任の申し出がございましたので、3名の委員につきまして解任し、新たに学校教育関係者として宇野和子さん、家庭教育関係者として田中和美さん、ならびに小寺郁子さんに図書館協議会委員を委嘱しようとするものでございます。なお、任期につきましては草津市図書館設置条例の規定に基づき、前任者の在任期間であります本年8月31日までの期間とするものでございます。  
以上、まことに簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

小西委員長

はい。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。

各委員

— 特になし —

小西委員長

ないようですので、議第20号は、原案どおり可決いたします。  
次に、「議第21号 草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

学校教育課長

次に、「議第21号 草津市障害児就学指導委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて」を、学校教育課の糠塚が御説明申しあげます。議案書19ページをお開けください。

草津市障害児就学指導委員会では、就学にかかる当該児童生徒の障害の種類と程度について調査や審議を行い、今後の教育的支援のあり方や望ましい就学先を明らかにして、草津市教育委員会に審議結果を答申します。

したがいまして、草津市障害児就学指導委員会については、障害の程度や種類等に関して、教育学、医学、心理学等の観点から総合的で的確な判断ができる専門的知識を有する委員で構成する必要があるため、草津市障害児就学指導委員会規則第4条の規定により、委員を委嘱するものであります。

委員につきましては20ページを御覧ください。

任期は平成25年5月1日から平成26年3月31日までとなります。

以上、まことに簡単でございますが、説明終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申しあげます。

小西委員長

はい。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。

各委員

— 特になし —

小西委員長

意見がないようですので、議第21号は、原案どおり可決いたします。

次に、「議第22号 草津市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則案」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

教育総務課長

「議第22号 草津市教育委員会職員の職務に専念する義務の特例に関する規則案について」を、教育総務課山本が御説明申しあげます。

22ページをお開きください。

このたび草津市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の施行に伴いまして、当該規則について教育委員会にも適用できるよう、草津市教育委員会職務に専念する義務の特例に関する規則を定めようとするものでございます。

職員の職務に専念する義務の例外として、義務が免除される場合については、草津市職員の職務に専念する義務の特例に関する条例で規定されております。条例では研修を受ける場合、厚生に関する計画の実施に参加する場合、そしてその他任命権者が定める場合と規定しておりますが、具体的な内容について特

に明文化されたものがないため、今回、規則の中で具体的な内容を定め、適切な運用を図ろうとするものでございます。

議案書の23ページの草津市職員の職務に専念する義務の特例に関する規則の第1条でございますが、こちらには趣旨を、第2条には条例第2条第3号において市長が定める具体的な内容として12項目を定めております。また、第3条から第5条にかけては、具体的な手続等を規定しております。

以上、簡単ではございますが、説明とさせていただきます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

小西委員長

はい。ただいまの説明につきまして、御意見、御質問はございませんか。

各委員

— 特になし —

小西委員長

ないようですので、議第22号は、原案どおり可決いたします。

—————日程第6—————

小西委員長

それでは、日程第6、報告事項に入ります。

事務局より順に続いて御報告願います。

教育総務課長

報告事項（1）平成25年度監査等実施計画について、教育総務課からの御説明を申し上げます。

報告書の2ページをお開きください。

去る平成25年4月1日付で、草津市代表監査委員から草津市教育委員会委員長宛に平成25年度監査等実施計画について通知をいただいたところでございます。

3ページは平成25年度監査計画となっております。まず、監査の基本方針でございますが、地方公共団体においては引き続き厳しい経済財政環境であるとの認識のもと、事業全体の徹底した洗い直しや無駄の排除を行い、行財政の適切な運営が一層求められているとしており、具体的に（1）から（5）のとおりの5つの方針が出されております。

次に、各種監査等の実施方針でございますが、定期監査については基本的には前年度の事務および事業を対象としております。また、随時監査のうち工事監査については計画、設計、積算、施工等が適正かつ合理的、効率的に行われているかどうかについて実施されます。

6 ページを御覧ください。

6 ページは、平成 25 年度監査等実施計画表となっております。定期監査につきましては、4 月下旬に実施されるのが高穂中学校、常盤小学校、志津南小学校、矢倉小学校となっております。5 月の上旬は南笠東小学校、老上中学校、5 月下旬には図書館、そして 12 月でございますが、下旬に学校教育課、生涯学習課、スポーツ保健課となっております。また、工事監査につきましては、11 月と 2 月に予定されておりますが、現時点で所属は示されておらず、未定となっております。

以上でございます。

小西委員長

続いてお願いします。

学校教育課長

報告事項（2）草津市就学援助費給付要綱の一部を改正する要綱について、学校教育課の糠塚が御説明申しあげます。

報告書の 7 ページから 9 ページを参考に御覧ください。

草津市では、経済的に困りの保護者の方に対して、学用品などを給付させていただき就学援助費制度を実施しておりますが、平成 24 年度より、中学校において武道が必須科目となりましたことから、当該制度の給付項目に「体育実技用具費」を加え、制度の充実を図るため給付要綱の一部を改正するものがあります。ちなみに、草津市内の 6 中学校については、武道の中で、柔道を選択しております。また併せて、給付対象者要件となる制度の改正が行われたことに伴う交付日の変更がなされておりましたので、実際の交付日に修正するものであります。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。

小西委員長

次どうぞ。

学校教育課長

報告事項（3）草津市いじめ問題対応マニュアルについて、御説明申しあげます。

報告書の 10 ページから 31 ページを参考に御覧ください。

近年、いじめ問題が大きな教育上の課題となっております。本市では、いじめをなくすためには事案対応だけでなく、未然防止に向けて、取組の強化を図っていく必要がありますことから、日々子どもたちの見とりにとどまらず、いじめ等に対する学校問題対策委員会を設置するとともに、校内研修の推進、いじめアンケートの実施など、いじめの認知から解消まで積極的かつ組織的に取り組む体制を再構築することが急務であると考えております。

そこで、このたび「いじめほどの学校にも、どの子どもにも起こり得る命にかかわる重大な問題である」「いじめられている子どもを守りきる」という共通認識のもと、いじめ問題の未然防止、早期発見・早期対応による解決に向けて有効に活用するよう草津市いじめ問題対応マニュアルを作成いたしましたので、ここに御報告いたします。

小西委員長

続いてお願いします。

生涯学習課長

生涯学習課の堀田でございます。32ページの報告事項(4)協働のまちづくり推進に向けた今後の公民館のあり方について、草津市社会教育委員会議のほうがまとめましたので、その御報告をさせていただきます。

社会教育委員会議につきましては、平成24年7月に第1回目の会議を始めまして、平成25年2月まで6回の社会教育委員会議を開催し、検討したことと、それと矢倉市民センターと南笠東市民センターに出向いて、館長や担当職員から現状や課題について聞き取り調査を行いまして、検討させていただきました。この項目につきましては、「1 はじめに」という形で、公民館の現状、それから今までの公民館の背景の部分を書かせていただいております。実際のところ今までの多種多様な事業を取り組んでおられましたけれども、少子高齢化、共働き世帯の増加等により地域での人間関係の希薄化が顕著となっている中で、市民ニーズはますます多種多様化しておりますが、公民館につきましては教養、趣味に関する学習内容がまだまだ多くを占めて、参加者が特定の世代や分野に片寄るといった傾向がありました。このことから、社会要請に的確に対応して、多世代の地域住民が集えるまちづくりの中心的な拠点と発展するために、どうすべきか、協働のまちづくり推進に向けた今後の公民館のあり方について協議をさせていただいております。

内容につきましては、35ページの「2 協働のまちづくり推進に向けた今後の公民館について」に載っております。こちらにつきましてはいくつかの内容を記載させていただきました後に、一番下にまとめとして、今後の公民館については市民が主体となり、地域のまちづくりや課題などをテーマにした取組を行うとともに、コミュニティの中心的な拠点となるように、これまで培ってきた資源を生かしながら、協働のまちづくりを意識した新たな方向へ、名称も含めて変化していくことが期待されるという形に、まとめをさせていただいております。

次に、36ページには「3 協働のまちづくりを進めるうえで、今後必要な講座や授業等について」ということで、ここにはまちづくり関係、地域の課題解決関係等、いくつかの講座等の部分を列記させていただいておりますが、今回

の市民センターの現状把握という形で、調査をされた中では地域の課題解決や地域住民の交流、防災、それから子育てなどの現代的課題の部分を、今後は講座としていくべきだという意見が多く出ておりました。

次に、ページめくっていただきまして、38ページになりますが、「4 その他必要と思われること」という形で、今まではソフト面についてどうすべきかという面で協議いただいたのですが、このまとめでは、ハード面ではどのようなことが必要であるかという部分で、施設関係であればインターネットの接続環境を整えるであるとか、その他指定管理制度の導入や公民館とコンビニ等の民間施設と一体化するなどという、今すぐにはとても無理な状態の内容も含めてここに記載させていただいております。

次、39ページにつきましては、「5 市域を対象とした社会教育推進事業について」ですが、こちらは今までは各地域の公民館ではどのような講座をするべきかという検討をしていただいたのですが、ここは草津市全域を対象とした事業としては何をすべきかという部分を書かせていただいております。多くがイベント的なもので、規模的に各地区公民館等では少し難しいものを市域対象としてすべきだという御意見が多く出ておまして、市民主導で行う企画展であったり、若者を対象とした事業であったり、このようなものを考えていくべきでないかという御意見になっておりました。

次、40ページのほうが、ここが「6 おわり」という形で、最終的にまとめさせていただいているのですが、今現在、御存じのとおり各学区地区におきましては平成24年度で全ての学区地区でまちづくり協議会を設立されまして、市民主導による、まちづくりの動きが今後ますます活発化されていくものと思われまことに、今後の公民館は地域課題の解決や住民どうしの交流を行うコミュニティ施設として再生し、市民が主体となり、運営していくことを期待しますという形のまとめ方になっております。

今後、この社会教育委員会議のまとめを受けまして、教育委員会事務局としても検討していくことはもちろんですが、現在の公民館につきましては、まちづくり協働部が補助執行しておりますことから、関係者との調整協議を進めて、検討していきたいと考えております。

それから、42ページのほうに、社会教育委員の名簿をつけさせていただいているのですが、任期は24年6月29日から26年6月28日までですが、申しわけありません、学校長等、退職されている方もおられますので、25年3月31日現在の名簿ということで御了解いただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

小西委員長

次、どうぞ。

教育総務課長

続きまして、報告事項（５）寄付受け入れ報告につきまして、教育総務課山本が御説明申しあげます。

まず、南笠東小学校PTA様から南笠東小学校に対しましてグランドピアノフルカバー、ピアノ専用椅子を、また志津郷土クラブ様から志津小学校に対しましてジャノメミシン、地球儀、日本地図、世界地図をそれぞれ御寄付いただいておりますので、御報告申しあげます。

以上です。

小西委員長

はい、続いてお願いします。

学校教育課長

報告事項（６）草津市立小中学校における学校問題対策委員会設置要綱について、学校教育課の糠塚が報告いたします。

報告書の４４ページ、４５ページを御覧ください。

平成２４年度は子どものいじめ問題や教師の体罰問題等が大きくマスコミにより報道され、社会的にも大きな関心が集まりました。本市小中学校においても、昨年度、体罰をはじめいじめ問題等重大な学校問題が発生し、今後それらの未然防止や早期解決について、各校においても一層組織的に取り組むことが児童生徒、保護者のみならず多くの市民から求められています。これらの状況を鑑みて、重大な学校問題に各学校が迅速かつ適切な組織対応が図れるよう学校問題対策委員会の設置要綱を作成いたしました。

要点を簡単に申しますと、第３条に示していますように、委員は各校の校長をはじめとする５名以内の中心教職員で、重大な学校問題に係る学校内の報告・連絡・相談が遺漏なく迅速に行われるようにしています。また、第８条では重大な学校問題発生時は市教育委員会と協議し、その指導のもと速やかに市学校問題サポートチームの指導助言を受けることを明文化いたしました。

以上、報告をさせていただきました。

小西委員長

はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまの報告事項につきまして、御質問等はございませんか。

村山委員

報告事項（３）のいじめ問題対応マニュアルの中で２点御質問いたします。

１６、１７ページの教職員のアクションの中の１７ページの（６）、児童生徒の社会性の育成に向けた取組というところに、五つほど項目が挙がっておりますけれども、これについて異学年交流というのは、普段保護者のかたがたも



子どもさん等を通じてよく聞いている内容だと思いますが、それ以外の部分はちょっと聞きなれない取組もあると思いますので、具体的に今現在どのような取組がなされているのか、また今後の展開についてお聞きしたいということと、もう一点は、21ページのネット上のいじめへの対応というところで、これに関しては私も中学生の息子を持っておりまして、先日も保護者会で、子どもたちが中学生ともなると大分、学校にはもちろん持って来ませんが、普段、携帯電話等をお持ちのお子さんも大変多いということで、子どもたちがいとも簡単にいろんな画像等を、また書き込みですとか、ネット上に載せてしまう危険性があるということを学校でも先日聞いたばかりでして、これについて児童生徒、保護者への積極的な啓発活動を行うとありますので、これに関しても現在の取組、また今後の計画についてお聞きしたいと思います。

学校教育課長

学校教育課からお答えします。まず2点御質問がありましたので、1点目からお答えさせていただきます。

1点目の児童生徒の社会性の育成についてですが、道徳や特別活動、総合的な学習の時間において、場面に応じて、グループエンカウンター、それからソーシャルスキルトレーニングといった手法を取り入れた授業を取り入れております。その中では児童生徒同士の会話とか、意見交換を積極的に展開しております。その取組を通して、自分の思いを相手にしっかり主張できるスキルを身につけるとか、相手の話を理解し、望ましい人間関係を構築するといった社会性を育てていきたいなというように考えております。具体的には、例えば小学校では1年生でふわふわ言葉、ちくちく言葉というのを道徳で取り組んでおりますし、4年生ではこう言ってほしいなという教材を使って道徳で取り組んでおります。中学校では私のメッセージということで、自分の思いを相手にどう伝えていったらいいのかというようなことも、学級活動の中で取組を進めています。そういった教材等を使った取組につきましては、草津市では人権教育の冊子をつくっております、「温かな学びを、豊かな学びを」というものがあるのですが、こういった人権学習の中身を収めております。これにつきましては、草津市内に勤務される教職員一人ひとりにこういった資料を配布して、身近に置いていただいて、すぐに活用できるような取組をしております。今後ですが、道徳とか、特別活動、それと人権教育も併せてですが、子どもが主体的に行う児童会、生徒会活動等を関連づけて、望ましい人間関係や規範意識を今後育てていきたいと考えております。

2点目のネット上のいじめ問題ですけれども、携帯電話やインターネットによるいじめというものは、非常に発見が難しいというのがございますので、各学校では情報モラルを中心に指導を行っています。例えば小学校では社会科で

情報を生かした私たちというような学習があるのですが、そういった学習を通してネットのルールとマナーというのを学んでおります。また、中学校では技術科で情報モラルの学習をしております。全ての子どもたちはこういった教科学習を通して情報モラルの学習をするのですが、それ以外に全ての学校ではないのですが、学校の取組としまして、子どもたち全員に外部から出前授業に来ていただいて研修を受けたり、保護者の方と一緒に受けたりという場合もございますし、ネットにいろいろな情報モラルの資料がございますので、それを活用して授業に取り組んでいる学校もございます。どちらかと言いますと、今は児童生徒を中心にした情報モラルの研修が中心となっておりますので、今後、保護者の方にも同じように研修をしていただくような働きかけをしていきたいと考えております。今現在では、少年センターのあすくから出前授業もしていただいていることもございます。例えば、市のホームページには、青少年育成に係るDVDの一覧が載っておりますし、そういった中にもいじめとか、ネットの情報モラルに関するような内容のDVDがあるのが紹介をされております。こういった情報を更に教育委員会のほうから発信をしていって、保護者の方にも研修をしていただけるようなことを進めていきたいと考えております。

小西委員長

村山委員、よろしいですか。

村山委員

先ほどの社会性の育成に関しては、これも全て道徳の授業内で実践しているのですか。

学校教育課長

道徳の授業とか、学級活動でも実践をしておりますし、それから各教科の中で一部そういった取り組み、手法を取り入れて学習していることもございます。

村山委員

担任の先生方はある程度、こういう方法を使ってやっておられるということなのですね。

学校教育課長

はい。

小西委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。

麻植委員

同じく報告事項（3）について何点か質問させていただこうと思います。10ページから30ページありますので、順を追って質問させていただきたいと思います。

会議の冒頭で、教育長報告の中にもありましたが、4月5日に滋賀県市町教

育委員研修会が行われました。その中で森田先生のほうから、「いじめの構造から考える～今、教育に求められる新しい視点」という講義を聞かせていただいて、それをちょっと踏まえたいうで、この対応マニュアルに反映できればいいのではないかと思う点もありましたので、それも含め質問させていただこうと思います。

8点基本的に理解すべき項目を挙げておられたのですが、この講義を聞かせてもらって、本当にいじているつもりが本人になくても、相手がいじめられていると感じればそれはいじめだと、そういうふうなことをはっきり教えてくださいました。その部分をこのマニュアルの中に入れることができれば、とてもわかりやすい、明快なマニュアルになるのではないかと思ったことが1点です。このマニュアルは、3月に作成されているとのことなので、どのように補完していくことができるのかということをお聞かせいただきたい。

それとあと、このページの「学校の先生方へ」という段ですが、草津市は、本当に警察との連携が密に積極的にできている市だと思っているのですが、この一番おわりに、状況により早期から警察連携を行うという、この状況によってという言葉に、もう少し具体的に、例えば、現実には教育現場での指導の限界を超えている生徒児童も存在しますし、ケースによっては早期から警察連携を行うという、少し具体的に言葉を足すことによって、先生自身が自分の能力不足というふうに責めてしまうような部分が回避できるのではないかなと感じました。

次に14ページですが、「いじめ問題の理解」の中の(2)いじめを捉える視点の3行目です。心理的・物理的な攻撃を受けたことによる精神的苦痛を感じているものはいじめと捉えるという部分ですが、この文面よりは、受けた側が感じればそれは全ていじめだという表現をどこかで入れていただけたらありがたいと思います。

あと、先ほど報告事項(6)の中で今年度の取組として学校問題対策委員会設置要綱というのでできて、本当に密な対応をしていただけたことになったので、とてもありがたいなと心強く感じましたが、「教職員のアクション」の中で、17ページの(4)認知後の対応の④ですが、この箇所にも、「自分自身の能力不足と自らを責めたりせず、現実には教育現場での指導の限界を超えている生徒が存在することも踏まえて」というような言葉を補足いただけたらありがたいと感じました。

それから19ページです。「市教育委員会のアクション」の中で、(1)の③にある「グレードアップ連絡会」、この部分と「スーパーバイザーから助言を行う。」というこの部分、あと④の「児童会・生徒会活動によるいじめをなくす取組を支援する。」。これはどのような形で取り組まれているか具体

的に教えていただきたい。あと、(2) 緊急時の学校への支援の⑥、これも草津オリジナルと思える本当に心強い部分ですが、「学校問題サポートチーム会議で協議し、弁護士や精神保健福祉士から助言を行う。」とありますが、これは例えば回数や、現状はどうなっているかということを少し詳しく教えていただけたらありがたいと思います。よろしくお願いします。

小西委員長

事務局、お願いします。

学校教育課長

学校教育課からお答えします。まず順を追ってですが、まず14ページのいじめを捉える視点について、そこにいじめの定義が記載されておりますが、文部科学省から出ているいじめの定義につきましては、平成18年度より定義が変わってきております。それまでと18年以降について、説明させていただきます。18年以前については、いじめとは自分より弱い者に対して一方的に身体的、心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は、学校の内外を問わないというように定義されております。18年以降ですが、個々の行為がいじめにあたるか否かの判断は表面的、形式的に行うことがなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。いじめとは当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から心理的、物理的な攻撃を受けたことにより精神的な苦痛を感じているものと定義されております。これはわかりやすく言いますと、先ほど麻植委員がおっしゃった、いじめられた子どもがいじめだと認識した場合は、いじめと捉えていくということになっていると思います。ただ、ここに書いてあるのは、文科省が定義したことを記載させていただきましたので、説明するときにはもっとわかりやすく説明をしていきながら、理解を促していければと考えております。ただ、警察連携につきまして、状況に応じてということですが、教育委員会としましては、滋賀県内の中で草津市が一番警察連携を図っていると認識しております。学校が手に負えないというような状況があるから警察連携を図るのではなく、できるだけ早い段階から警察連携を図りながら解決に結びつけていきたいと考えております。特に、17ページに書いておりますように、いじめを認知した後、教育委員会と適切に連絡を取って必要な支援を受ける。内容によっては、できるだけ早い段階から警察連携を図りながら対応していくということを、さまざまな機会を通じて周知していきたいと考えております。

続きまして19ページでございますが、ちょうど18ページの絵図を見ながら聞いていただきたいのですが、草津市教育委員会が真ん中にあり、この中に今、御指摘がありました学校問題サポートチーム会議、それからグレードアップ連絡会等がございます。まず、これらについて先に説明させていただきます。

グレードアップ連絡会につきましては、中学校区ごとに毎月1回、連絡会を開催しております。そこでは草津市の小中学校におけるいじめ、不登校、学校不適応を含む問題行動等の未然防止、早期発見、早期対応を目指して、調査研究、ケース会議、小中学校の交流、連携事業を推進していこうとしているものです。今年度につきましては、市内6中学校区ありますので、6中学校区ごとにこのグレードアップ連絡会を開催していく予定にしております。また、この会議には精神保健福祉士、社会福祉士、スクールソーシャルワーカー等の方から、専門的なアドバイスを受けることも考えております。そういった会議がグレードアップ連絡会でございます。

次に、学校問題サポートチームでございますが、草津市の小中学校等における保護者、地域住民からさまざまな要望がありますが、その要望で学校が苦慮するものに適切に対応するために学校問題サポートチームが設定されておまして、弁護士、保健福祉士の方からアドバイスを受けるということになっております。特に弁護士の方から法的なアドバイスを受けるということになっております。また、社会福祉士の方からは福祉的な視点からのアドバイスを受けることにしております。回数につきましては、昨年度は年12回でしたが、今年度は18回この会議を開催し、さまざまな問題について解決を図っていききたいと考えております。こういった学校問題サポートチームに挙がってくる事案ですが、先ほどの学校問題サポートチームの会議の中で検討された事案も挙がってきますし、直接学校から依頼がくる場合もあります。それから毎月、毎週月曜日に開催されている問題行動対策委員会から挙がってくる場合もありますし、さまざまな会議の中からこういった事案について相談があり、そういう体制を今、草津市ではやっております。

最後に、児童会・生徒会による取組ですが、これは支え合う仲間づくりというのをキーワードに、全市的に小中学校の児童会・生徒会活動を活性化していこうという取組です。子どもたちが所属感、連帯感を高める居場所づくりを行って、より好ましい人間関係を深めるよう自治的、自発的な活動を支えていくための取組です。具体的には20ページを御覧ください。児童生徒のアクションの(2)のところに児童会・生徒会活動に積極的に取り組むという項がございます。そこにスローガンを決め、児童会・生徒会として宣言をする。それからポスターや標語を作成し、校内掲示して、啓発に取り組む。いじめをなくす活動の強調週間や集会を開催し、学年や学級間で取組を交流する。キャンペーンリボンや缶バッジ、ステッカー等を作成し、強調週間や集会、ケアサポート活動に活用する。学校行事などで異年齢集団による活動を取り入れる。地域の行事に積極的に参加する。PTAや地域の方と連携して「あいさつ運動」「校区内美化活動」「資源回収活動」等にも取り組む。児童会・生徒会が通信

を作成し、いじめをなくす取組を保護者や地域に発信する。こういった取組を各小中の児童会や生徒会が考えて工夫しながら取り組んでいくことをサポートしていこうと考えております。

麻植委員

予算取りはどのようになっておりますでしょうか。

学校教育課長

予算につきましては1学級について3,000円を上限に予算化しております。それは学級単位で使われる場合もございますし、学校としての合計額を、一つの取組に使われる場合もあります。

麻植委員

ありがとうございます。それでは、22ページのところで質問させていただきたいと思います。「犯罪による可能性のあるいじめ行為」ですが、(3)「ネット上の書き込みが抵触する可能性がある刑罰法規」につきまして、④までしか記載がありませんが、このほかに例えば相手側がノイローゼになった場合、つまり、心的な部分ですね。それは多分、刑法第204条にありますが、「人の身体を傷害する。」この傷害罪に該当する場合もあると思うのですが、どのようにお考えですか。

学校教育課長

御指摘の刑法第204条につきましては、このページでは(2)の②「人の身体を傷害する」という部分にございますが、ネット上で直接相手にかかわらなくても、ネットを介して相手がノイローゼ等、そういった心的な障害を受けた場合も、刑法204条に該当するという御指摘でしたので、それにつきましては、また口頭で教員のほうに周知していきたいと考えております。

麻植委員

ありがとうございます。次に25ページ「指導や対応のポイント」の中の(3)「調査後の対応」ですが、①「加害児童生徒に、いじめは人権侵害であることを具体的に伝え」とありますが、人権侵害というだけではなく、犯罪になる可能性のあるという文言も入れることによって、抑止というか、軽い気持ちでやっても犯罪に繋がることになるのだよというメッセージを伝えることが大事なのかなと思います。ここにその文言を入れていただくことを検討していただければありがたいです。また②の「加害者の保護者に対して、問題点を説明し、学校の指導方針に理解と協力を得る。」についても、同様に入れていただくことができればありがたいと思います。冒頭に言いました森田先生からのお話の中で、加害者はそんなつもりはなくても、相手側がいじめと感じればそれはいじめだよ、ということ、加害者と加害者の保護者にしっかり説明することが大事ではないかと思います。どんな問題でもそうですが、自分は当事者

じゃないというように思ってしまう場合と、自分がそれを当事者だという形で見るのではやはり思い入れというか、受けとめ方が違うと思いますので、そこを考慮していただければと思います。

あと、最後に保護者用リーフレットのページがあるということは、今まで質問させていただいた部分については、保護者や生徒には直接渡していないということなのですね。その部分について質問させていただきたいと思います。

学校教育課長

保護者用のリーフレットの内容については、これは保護者の方にお配りさせていただいた内容でございます。マニュアルにつきましては、かなりたくさん内容がございますが、この一部を保護者用リーフレットに載せてお配りしております。このリーフレットにつきましては、25年3月にできあがったところでございますので、今後こういった内容につきましては、さまざまな機会を通じて、学校から保護者の方に啓発または学習の機会を設けていただくということを考えております。

麻植委員

特に、犯罪になる可能性のあるという部分については、今までには言ってこられなかった部分だと思います。学校のいじめと、社会に出たの罰則とは別のもののような感覚があったのではないかと思います。でも、それは社会に出れば犯罪になるのだということを、当事者である子どもたちもそうですし、保護者のかたがたにもしっかりとお伝えしていただくとありがたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

小西委員長

よろしいですか。

麻植委員

ありがとうございます。

小西委員長

ありがとうございました。ほかにございませんか。

麻植委員

報告事項(4)「協働のまちづくり推進に向けた今後の公民館のあり方について」の御質問をさせていただこうと思います。

「2 協働のまちづくり推進に向けた今後の公民館について」の中に、公民館に「地域のプロデューサー」と「地域のコーディネーター」になりうる人材を置くという文言が書いてあります。コーディネーターという言葉というのは単なるパイプ役という捉え方ではなく、高度な知識と調整能力が必要とされる極めて専門性の高い分野だと思っているのですが、そういう捉え方をされているのでしょうか。

生涯学習課長

生涯学習課の堀田がお答えさせていただきます。ここの意見としましては、今言われましたような専門的な分野というのは理想的にはそうだと考えておりますが、現状では、さまざまな案件の目的に応じて、人と人を繋ぐような仕事をしていただく方を、地域のコーディネーターという形でお願いしております。ただ、この社会教育委員のまとめを受けまして、今後はどのような形すべきか検討していきたいと考えております。

麻植委員

その次のページですが、今後必要な講座や授業等についての中でも、「まちづくり関係」のところ、「まちづくりの担い手育成」の講座が挙がっておりますので、このコーディネーターに関する講座を、検討の中に入れていただけたらありがたいと思います。それともう一点、40ページの「6 おわりに」の部分ですが、公民館はまちづくり協働部が補助執行しているために調整をしなければならないということをおっしゃっていましたが、その調整をするのはいつ頃なのか、少し詳しく教えていただけたらと思います。

生涯学習課長

生涯学習課の堀田でございます。今後のスケジュールにつきましては、今、社会教育委員のまとめがあったところですので、これをまちづくり協働部の所管である公民館のセンター長会議等にも諮りながら話を進めていき、また今こうして、定例教育委員会で御報告申しあげ、教育委員会事務局としてもどうしていくかという部分について、今後考えていく必要がありますので、今年度は双方の意見をすり合わせていくような形になるかと考えております。

麻植委員

ありがとうございました。

小西委員長

よろしいですか。ほかにございませんか。

それでは、報告事項につきましては以上で終わらせていただきます。その他で御意見、御発言はございませんか。

各委員

— 特になし —

小西委員長

それでは、皆さんのお許しをいただきまして、私から教育に関わる大きな流れと方向性について発言をさせていただきたいと思っております。よろしいでしょうか。

この間、朝日新聞を見ておりましたら、朝日新聞社とベネッセ教育研究開発センターが4年に1回、共同で実施している小中学校保護者意識調査の3回目



の結果が公表されておりました。今回のこの調査では、公立の小中学校に子どもを通わす、親の総合的な満足度は「とても満足」「まあ満足」の合計が80.7%と高かった、その理由を一橋大学准教授であります山田哲也氏は授業の増加や、保護者への情報提供が充実したこと等にあるというふうに分析しておられました。これは草津市でも同様の傾向にあるのではないかと思います。これには一応安堵したのですが、一方で驚きと心配な一面がございます。高所得の家庭の子どもほど、より良い教育を受けられるのはやむを得ないという考えを持つ保護者が全国で増えている、教育格差を「やむを得ない」とする保護者の数は「それは問題である」というのを追い抜いて、今回、過半数を占めたというふうにありました。

社会教育学者である耳塚寛明氏の言葉を借りますと、教育格差を「問題だ」と思う人は、平等な社会を理想とし、現実社会を変えていこうとするけれども、教育格差を「やむを得ない」とする人は、その姿勢が弱いと考えられる。このように言っておられました。

終戦の年に生まれて、1ドルが360円の時代に義務教育を受けた私は、日本の社会は生まれた環境の不平等にかかわらず、努力が報われる「平等社会」を目指している、目指すべきであると教えられました。今もそのことが正しいと信じて疑わない私には「格差をやむを得ない」と考える社会を肯定してはならないと思っています。

保護者の考え方は、すぐ子どもに伝播します。これによって、子どもたちの間に厭世感が広がるなら、日本に生き生きとした明るい未来はないと思います。

教育基本法第4条でいろいろな条件のほかに、経済的地位によって教育上差別されないとうたっています。

先ほど、草津市就学援助費給付要綱の一部改正の報告がありましたが、私たち、教育に関わる者は学校教育はもちろんですが、社会教育や文化行政等、あらゆる場面で努力が報われる平等社会を目指すことの意義を伝えて、これが常に実現されるように努めなければならないと思いました。以上です。

それでは、これもちまして4月定例会を終わらせていただきます。

次回は5月28日（火）午後2時30分から定例会を開催する予定です。よろしく願いいたします。

閉会 午後3時52分